

柳津町国土強靱化地域計画



令和3年3月
柳 津 町

【 目 次 】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 地域特性

- 1 柳津町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 柳津町における主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 強靱化の推進方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、福島県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした福島県外への人口流出や福島県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、福島県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

柳津町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「柳津町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「第6次柳津町振興計画」や「柳津町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな まちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度の概ね5年間とする。

その後は、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、柳津町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び福島県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、柳津町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 柳津町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、柳津町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取り組みを推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や福島県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性或課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 柳津町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

柳津町は、福島県の西部に位置し、東は会津美里町に、西は西会津町と三島町・金山町に、南は昭和村に、北は会津坂下町に接しており、面積は175.82km²である。

地勢は、越後山脈の東に位置し、標高は1,482m（博士山）から最低190m（只見川）であり、標高500m以上の地域の面積が52%を占める山地地形の町である。

気候は、日本海岸式気候であり、常に北西の風が多い。夏は概して高温多湿のため、比較的雨量が多く、冬は積雪寒冷地帯のため降雪量が多く、町の全域が特別豪雪地帯に指定されている。

(2) 人口

平成27年の国勢調査結果によると、町の総人口は3,536人となっている。総人口は昭和30年の合併当時は9,709人であったが、これをピークに以降減少を続けている。

年齢別構成の推移をみると、少子高齢化の進行が著しく、平成27年では、15歳未満の年少人口比率が10.5%（福島県12.1%、全国12.6%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口比率が48.3%（福島県59.2%、全国60.7%）、65歳以上の高齢者比率は41.3%（福島県平均28.7%、全国平均26.6%）となっている。

(3) 社会基盤

国道3路線、主要地方道3路線、一般県道6路線、町道451路線が一体となった交通ネットワークを形成している。特に柳津町を横断している国道252号、縦断している主要地方道柳津昭和線、一般県道会津高田柳津線及び会津若松三島線、町道柳津新鶴線（広域農道）については隣接町村を結ぶ幹線道路となっている。

また、町中心部より車で5分程度のところに磐越自動車道会津坂下インターチェンジがあり、広域圏内へのアクセスが向上している。

鉄道は、会津若松市と新潟県魚沼市（小出）を結ぶJR只見線が走っており、バスは柳津町と会津坂下町を結ぶ会津バスと、町内各地区の他本庁地区と支所地区を結ぶ町民バスふれあい号が生活交通路線として運行しており、ともに通院・通学等に不可欠な公共交通機関となっている。

柳津町の産業は、第1次産業では豊富な自然資源を生かした米を基幹作物とし、

トマトやキュウリ更には高冷地に適したカスミソウ栽培等が中心で、第2次産業は鵜巢工業団地を中心とした製造業や縫製業の他建設業が、第3次産業は福満虚空藏菩薩圓藏寺や柳津温泉、西山温泉を観光資源とする観光業が中心となっている。

就業構成比率は第1次産業が14.3%で減少傾向にあり、第2次産業が30.1%で概ね横ばい、第3次産業は55.2%で増加傾向となっている。

また、豊富な只見川の水量を生かした水力発電の柳津発電所、地熱と蒸気を利用し再生可能エネルギーとして注目されている地熱発電の柳津西山地熱発電所が立地している。

2 柳津町における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

福島県には、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内－倉村断層が存在する。栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、栃木県の常陸太田市から福島県の棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域である。

平成21年10月12日18時42分、猿倉沢中流域を震源としたマグニチュード4.9の地震が発生し、柳津町で震度4が観測され、牧沢地区を中心に住家被害87件、非住家被害44件等の大きな被害を受けた。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震（東日本大震災）により、柳津町では震度5弱が観測され、人的被害や住家被害は発生していないが、福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害等を受ける事態となった。

(2) 風水害・土砂災害

柳津町を流れる河川は、阿賀野川水系の一級河川である只見川が中心であり、只見川の支流で一級河川の滝谷川、銀山川、更には滝谷川の支流で一級河川の東川がある。

只見川は日本有数の水力発電による電源開発地域であり、奥只見湖から奥只見ダム（桧枝岐村）、大鳥ダム（只見町）、田子倉ダム（只見町）、只見ダム（只見町）、滝ダム（金山町）、本名ダム（金山町）、上田ダム（金山町）、宮下ダム（三島町）、柳津ダム（柳津町）、片門ダム（会津坂下町）のが設置されており、上流での降雨状況やダムの放流量により河川の水位が大きく変化する。また、大字柳津地内においては用水路等の流末を只見川に注ぎ込み水門を以て管理しているため、只見川の増水に伴い水門を閉門することにより内水氾濫の発生も想定される。

滝谷川、銀山川、東川においては、中山間地域で急勾が激しく、大雨による増水や氾濫が発生すれば大きな被害をもたらす恐れがある。

また、町内には88箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地47箇所、土石流23箇所、地すべり18箇所）が所在し、内60箇所が特別警戒区域（急傾斜45箇所、土石流15箇所）であり、町民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれのある箇所が極めて多い地域である。

これまで、柳津町では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、近年では、平成23年7月の新潟・福島豪雨で大きな被害が発生した。

【過去に柳津町で発生した主な風水害・土砂災害】

災害名・発生日	被害の概要
平成16年7月梅雨前線豪雨 (7月13日)	床上浸水：2棟、床下浸水：2棟
平成23年7月新潟・福島豪雨 (7月26日～30日)	住家全壊：1棟、住家半壊：17棟、 床上浸水：7棟、床下浸水：11棟

(4) 雪害

柳津町は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく特別豪雪地帯に指定されている。

年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、一日に1メートルに近い降雪となることもあり、最深積雪が2メートルを超えることから、積雪・雪崩等による被害のリスクを抱えている。

また、降雪量が多いため融雪に伴う出水に起因した災害も想定される。



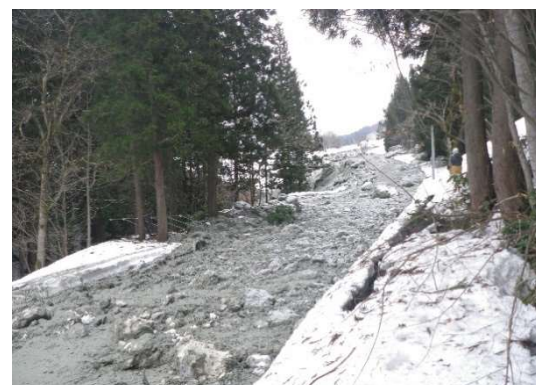
平成21年猿倉沢中流域地震（牧沢地区）



平成23年7月新潟・福島豪雨（只見川）



平成23年7月新潟・福島豪雨（寺家町地区）



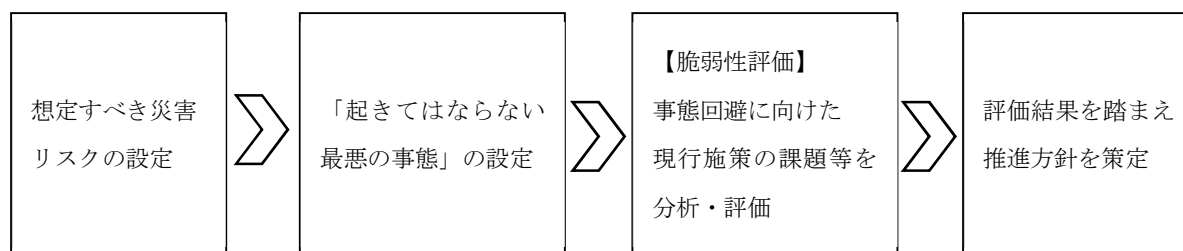
平成27年塩野地区融雪による土砂災害（塩野地区）

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、柳津町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、柳津町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、柳津町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

柳津町は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、過去の柳津町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、今後柳津町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び福島県の地域計画を踏まえ、柳津町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される25の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8 項目)		起きてはならない最悪の事態 (2 5 項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1－1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1－2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1－3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1－4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止と多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2－2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び、医療・福祉機能の麻痺
		2－3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2－4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4－2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5－2	食料等の安定供給の停滞
		5－3	異常渇水等により用水の供給の途絶

事前に備えるべき目標 (8 項目)		起きてはならない最悪の事態 (2 5 項目)	
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に 復旧させる	6－1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能 の停止
		6－2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6－3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7－1	ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉 塞）等の損壊・機能不全による二次災害の 発生
		7－2	有害物質の大規模拡散・流出
		7－3	原子力発電所等からの放射性物質の放出 及びそれに伴う被ばく
		7－4	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞 により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－2	復旧・復興を担う人材の不足等により復 旧・復興が大幅に遅れる事態
		8－3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コ ミュニティの崩壊等による有形・無形の文 化の衰退・損失
		8－4	風評等による地域経済等への甚大な影響

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能
2	住宅
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	土地保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 強靱化の推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。

なお、本計画で設定した25の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、柳津町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

柳津町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化等

脆弱性評価	○平成 20 年度に柳津町耐震改修促進計画を策定し、昭和 55 年以前の民間住宅の耐震診断を実施し、耐震性の無い住宅に対しては、柳津町木造住宅耐震改修支援事業により改修費用の一部助成を行っていたが、耐震化率の大きな向上には繋がっていない。 ○町営住宅への住宅用火災警報器設置については、全戸設置済みであり、今後更新の必要がある。 ○令和 2 年度に町内全戸を対象とした住宅用火災警報器設置工事を施工しており、適正設置や更新について啓発が必要である。
推進方針	●柳津町耐震改修促進計画を計画的に見直しし、住宅等の建築物の耐震化率向上に努める。 ●町営住宅の住宅用火災警報器の定期的（10 年）な更新に取り組む。 ●民間住宅の住宅用火災警報器の適正設置や定期的（10 年）な更新について、啓発普及活動に取り組む。

②町有施設（庁舎等）の耐震化等

脆弱性評価	○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる庁舎や公共施設、一時避難所となる各地区集会所等の耐震性確保が必要であり、柳津町公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき耐震性の確保と計画的な改修により長寿命化を図っていく必要がある。 ○現在使用していない施設や老朽化の著しい施設も存在しているので、取壊し等の整理が必要である。
推進方針	●柳津町公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、耐震性の確保と計画的な改修により長寿命化を図っていく。 ●現在使用していない施設や老朽化の著しい施設などを統廃合し、施設の整理に取り組む。

③教育施設の耐震化等

脆弱性評価	○学校等の教育施設は、地震などの災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等としての使用が想定されることから、教育施設の耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を進めていく必要がある。また、老朽化した施設の改修等についても計画的に推進していく必要がある。（柳津小学校・西山小学校・会津柳津学園中学校においては耐震化済み。） ○各小中学校における防災・防火教育の充実が必要である。
推進方針	●柳津町公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、耐震性の確保と計画的な改修により長寿命化を図っていく。 ●各小中学校における防災訓練や防災教育の充実を図っていく。

④診療施設・社会福祉施設の耐震化等

脆弱性評価	○診療施設や社会福祉施設の利用者については、自ら避難することが困難な者も多いため、患者や入所者の安全を確保すると共に、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難場所としての機能を確保する必要があることから耐震化・減災対策が求められている。 ○災害時にあっても医療の提供を継続し、被災した患者の受け入れなどの機能確保に努める必要がある。 ○町内には、入院できる医療機関がないため、災害時における近隣市町村医療機関との連携を強化していく必要がある。
推進方針	●柳津町公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、診療施設や社会福祉施設の耐震性の確保と計画的な改修により長寿命化を図っていく。 ●災害時にあっても医療の提供を継続し、被災した患者の受け入れなどの機能確保に努める。 ●町内には、入院できる医療機関がないため、災害時における近隣市町村医療機関との連携を強化していく。

⑤公園施設の減災対策等

脆弱性評価	○森林公園や運動公園、その他各地域に設置されている公園があり、保守管理や修繕等の維持管理に引き続き務めていく必要がある。 ○災害発生時の緊急避難場所として指定している公園もあるが、十分な防災機能を有した公園は少ない。 ○災害発生時に、屋内施設はもとより屋外の緊急避難場所でも防災情報の入手
-------	---

	を可能とする、情報通信設備の整備が求められている。
推 進 方 針	●柳津町公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき耐震性の確保と計画的な改修により長寿命化を図っていく。 ●公園施設等は、住民の憩いの場の提供やレクリエーションの活動場所などの機能を有しているほか、災害発生時には、緊急避難場所としての防災機能を有することから、防災設備の充実を図り安全・安心に利用できる施設の整備に努める。 ●新たに緊急避難場所や備蓄品の配給拠点として利用することのできる、防災機能を有した公園施設の整備を検討する。 ●災害発生時に、屋内施設はもとより屋外の緊急避難場所でも防災情報の入手を可能とする情報通信設備の整備を図る。

⑥橋梁施設の耐震対策等

脆弱性評価	○柳津町橋梁長寿命化計画を策定し、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、町内全 79 橋の点検を行った結果、判定Ⅲ（早期措置段階）が 13 橋梁あり、計画的な修繕に取り組んでいく必要がある。（修繕済み 4 橋梁） ○修繕計画による長寿命化と、定期的な点検に引き続き取り組んでいく必要がある。
推 進 方 針	●柳津町橋梁長寿命化計画に基づき、緊急性の高い橋梁から計画的に修繕に取り組む長寿命化の促進と定期的な点検により、安全かつ円滑な交通の維持を図っていく。
成 果 指 標	指標名：修繕済み橋梁数 現状値（令和 2 年度）：4 橋梁 目標値（令和 7 年度）：9 橋梁

⑦無電柱化の推進

脆弱性評価	○災害発生に電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域については、電線共同溝の整備による無電柱化を検討し、防災性の向上及び安全で快適な道路の確保や街並みの景観向上を図っていく必要がある。
推 進 方 針	●災害発生に電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、国や県と連携しながら、幹線道路や景観の優れた地域については、電線共同溝の整備による無電柱化を検討し、防災性の向上及び安全で快適な道路の確保や街並みの景観向上を図っていく。
成 果 指 標	指標名：柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合

	現状値（令和元年度）：69.0% 目標値（令和7年度）：80.0%
--	--------------------------------------

⑧空き家対策の推進

脆弱性評価	○柳津町の空き家件数は143件（空き家率10.1%）（令和2年12月末現在）となっており、その一部は管理不全の空き家もあり、地震等により倒壊した場合に、負傷等の人的被害や避難路の遮断、火災発生の危険性が危惧される他、周辺環境の衛生、景観、防犯等にも影響を与えている。 ○柳津町空き家除却支援事業補助金、柳津町空き家改修支援事業補助金、空き家家財道具等処分費補助金により支援しているが、なかなか除却が進まない現状である。 ○柳津町空き家等対策計画（平成30年3月策定）に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全空き家の対策に引き続き取り組む必要がある。
推進方針	●柳津町空き家対策計画に基づき、空き家の発生予防や関係団体と連携した空き家の実態把握に取り組んでいく。 ●柳津町空き家除却支援事業補助金、柳津町空き家改修支援事業補助金、空き家家財道具等処分費補助金による支援を推進し、空き家の適正管理を図っていく。 ●管理不全空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、空き家の有効活用等の対策に取り組んでいく。
成果指標	指標名：空き家率 現状値（令和2年度）：10.1% 目標値（令和7年度）：10.0%

⑨消防広域応援体制の強化

脆弱性評価	○近隣市町村との消防相互応援協定や友好都市との災害時相互応援協定により、大規模災害時の消火活動や災害物資の供給、人的支援について体制整備を図っており引き続き体制の強化や活動の具体化を促進していく必要がある。 ○大規模災害にも対応できるよう、多くの自治体や関係機関との多様な相互応援協定を締結する必要がある。 ○消防本部等の連絡通信手段として、ICTを活用した情報共有システムや消防無線等の整備を促進していく必要がある。 ○引き続き、町防災訓練の実施による災害救助活動や消火活動での連携強化、町消防団幹部会議の開催による綿密な情報共有により、消防本部との協力体制強化を図っていく必要がある。
-------	--

推 進 方 針	●協定締結に係る関係機関との更なる連携強化と活動の具体化を図ると共に、大規模災害にも対応できるよう、多くの自治体や関係機関との多様な相互応援協定の締結に取り組んでいく。 ●消防本部等の連絡通信手段として、ICT を活用した情報共有システムや消防無線等の整備を促進していく。 ●引き続き、町防災訓練の実施による災害救助活動や消火活動での連携強化、町消防団幹部会議の開催による綿密な情報共有により、消防本部との協力体制強化を図っていく。
---------	--

⑩消防団の充実・強化

脆弱性評価	○消防団は、地域に密着した住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、人口の減少や少子高齢化、就業形態やライフスタイルの変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。 ○消防団の機能強化のため、消防設備（消防車両、小型動力ポンプ、屯所、ICT を利用した通信システム等）及び消防団員装備品（活動服、雨衣、防寒着等）の充実を図っていく必要がある。また、ポンプ車の運転に必要な準中型免許取得の支援に取り組む必要がある。
推 進 方 針	●団員の減少や高齢化が著しいため、若い世代の団員の確保のため、団員の処遇改善等の対策を推進していく。また、消防職員や消防団を退職した者を対象とした機能別団員の導入についての検討に取り組む。 ●消防団の機能強化のため、消防設備（消防車両、小型動力ポンプ、屯所、ICT を利用した通信システム等）及び消防団員装備品（活動服、雨衣、防寒着等）の充実を図っていく。また、ポンプ車の運転に必要な準中型免許取得の支援に取り組む。
成 果 指 標	指標名：消防団員数 現状値（令和２年度）：233 人 目標値（令和７年度）：245 人

１－２ 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①河川管理施設の整備等

脆弱性評価	○平成 23 年新潟福島豪雨では浸水した箇所もあるため、現在県において只見川河川整備事業における築堤、浚渫事業が行われており、引き続き関係機関（国・
-------	--

	県等）との連携により事業の加速化を図っていく必要がある。 ○町管理の河川については、竜蔵庵川において緊急浚渫推進事業計画を策定し、浚渫の測量設計を実施（令和２年度）しており、引き続き計画的な河川管理に取り組む必要がある。 ○災害により河川施設が被災した場合は、迅速な応急処置や災害復旧工事等に引き続き取り組む必要がある
推 進 方 針	●関係機関（国・県等）との連携強化により、計画的な河川改修や維持管理を推進していく。 ●只見川河川整備事業においては、県との更なる連携強化により、事業の加速化推進を図っていく。 ●町管理河川の計画的な維持管理に取り組んでいく。（竜蔵庵川浚渫工事、糸滝川護岸改修工事、下藤川緊急浚渫推進事業計画策定等） ●災害により河川施設が被災した場合は、関係機関との連携を図り迅速な応急処置と災害復旧工事に取り組んでいく。

②ダム管理設備の機能確保

脆弱性評価	○平成 23 年新潟福島豪雨では只見川の増水により浸水した地域もあり、只見川洪水対策連絡協議会等により関係機関（国・県・警察・流域町村・東北電力・Ｊパワー等）との情報共有や連携強化の必要があり、出水期前には関係機関と連携した洪水対応演習に引き続き取り組んでいく必要がある。
推 進 方 針	●只見川洪水対策連絡協議会等により関係機関（国・県・警察・流域町村・東北電力等）との情報共有や連携強化を図っていく。

③湛水防除施設の整備等

脆弱性評価	○只見川の水位上昇により水門を閉門した際、雨水や各箇所からの用水等による内水氾濫の可能性があるため、対策として排水ポンプを１台配備しているが、更なる設備の充実と関係機関（国・県等）との連携強化が必要である。 ○排水ポンプの操作従事者が限定的であるため、従事者の育成・強化を図る必要がある。
推 進 方 針	●内水氾濫の対策として、河川管理者との情報共有と連携を強化するとともに、排水ポンプ操作者の育成・強化を図っていく。

④洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成

脆弱性評価	○国による「避難勧告等に関するガイドライン」に沿った、柳津町地域防災計画の見直しが必要である。
-------	--

	○各関係機関（国・県・流域町村・東北電力・Ｊパワー等）が連携した洪水対策体制の整備を促進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。 ○町内に洪水浸水想定区域の指定は無いが、平成 23 年新潟福島豪雨では浸水した箇所もあり、県では只見川における洪水浸水想定区域の指定について検討しており、県との連携を深め事業の加速化を促進していく必要がある。 ○平成 23 年新潟福島豪雨による浸水実績を基とした、浸水ハザードマップの作成検討の必要がある。 ○柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。
推 進 方 針	●国による「避難勧告等に関するガイドライン」に沿った、柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく。 ●各関係機関（国・県・流域町村・東北電力・Ｊパワー等）が連携した洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく。 ●町内に洪水浸水想定区域の指定は無いが、平成 23 年新潟福島豪雨では浸水した箇所もあり、県では只見川における洪水浸水想定区域の指定について検討しており、県との連携を深め事業の加速化を促進していく。 ●平成 23 年新潟福島豪雨による浸水実績を基とした、浸水ハザードマップの作成検討を進める。 ●柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する。

１－３大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態

①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

脆弱性評価	○県実施の基礎調査により土砂災害警戒区域が順次指定されており、該当地区への指定区域の説明会を県と共に行っている。引き続き、県と連携し事業の促進に取り組む必要がある。 ○土砂災害警戒区域に係る対策工事等について、県と連携し事業の加速化を促進していく必要がある。（鳥屋地内急傾斜地崩壊対策事業外） ○土砂災害警戒区域等の追加や変更があれば、土砂災害ハザードマップを改訂し各地区に配布し、警戒区域の周知を図っていく必要がある。 ○土砂災害を想定した、避難訓練等を関係機関と連携しながら、引き続き実施していく必要がある。
-------	--

	○柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。
推 進 方 針	●県実施の基礎調査による土砂災害警戒区域の指定について、県と連携し事業の促進に取り組んでいく。 ●土砂災害警戒区域に係る対策工事等について、県と連携しながら事業の加速化を図っていく。 ●土砂災害警戒区域等の追加や変更があれば、ハザードマップの更新を行い住民に周知していく。 ●土砂災害を想定した、避難訓練等を関係機関と連携しながら実施し、住民の防災意識の高揚を図っていく。 ●柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるとまちごとハザードマップの整備を検討する。

②地すべり防止施設の整備等

脆弱性評価	○県実施の基礎調査により土砂災害警戒区域（地すべり）が順次指定されており、該当地区への指定区域の説明会を県と共に行っている。引き続き、県と連携し事業の促進に取り組む必要がある。 ○土砂災害警戒区域（地すべり）に係る対策工事や既存施設の維持補修について、県と連携し事業の促進に取り組む必要がある。
推 進 方 針	●県実施の基礎調査による土砂災害警戒区域（地すべり）の指定について、県と連携し事業の促進に取り組んでいく。 ●土砂災害警戒区域（地すべり）に係る対策工事や既存施設の老朽化に伴う維持補修について、県と連携しながら事業の加速化を図っていく。

③治山施設の整備等

脆弱性評価	○町内には山地災害危険地区が全域に点在し、治山施設も数多く整備されている。これら施設は福島県の管理によるものであるが、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県と連携しながら適切な維持管理を促進していく必要がある。
推 進 方 針	●山地災害危険地区で新たな対策工事の必要な箇所や既存施設の老朽化により改修が必要な施設について、県と連携しながら整備の加速化を図っていく。

④砂防関係施設の維持管理

脆弱性評価	○町内には土砂災害危険地区が全域に点在し、砂防施設も数多く整備されている。これら施設は福島県の管理によるものであるが、老朽化や経年変化による
-------	--

	機能低下が見受けられる状況にあることから、県と連携しながら適切な維持管理を促進していく必要がある。
推 進 方 針	●土砂災害危険地区で新たな対策工事の必要な箇所や既存施設の老朽化により改修が必要な施設について、県と連携しながら整備の加速化を図っていく。

⑤水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

脆弱性評価	○河川管理者（国・県）やダム管理者（東北電力・Jパワー）等との連携強化を図るとともに、町災害対策本部や消防団、自主防災組織等の強化を図る必要がある。 ○防災情報通信網の整備については、令和元年度の町防災行政無線デジタル化改修工事により整備を行ったが、情報伝達手段の多重化等の更なる強化が必要である。 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設について、避難確保計画の作成の支援や柳津町地域防災計画に反映させる必要がある。（西山小学校については計画作成・地域防災計画に反映済み。） ○避難行動要支援者名簿について、支援者への名簿提供の同意の対策や支援個別計画の作成が必要である。 ○町内には土砂災害警戒区域が多数あり、地区の大半が警戒区域となっている地域や、指定避難所が警戒区域内の地域も複数あり、個別の避難計画の作成と早めの避難に対する住民理解が必要である。 ○災害発生時の職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成が必要である。 ○柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。
推 進 方 針	●河川管理者やダム管理者等との連携強化を図るとともに、町災害対策本部や消防団、自主防災組織等の強化を図る。 ●情報伝達手段の多重化を図り更なる強化に取り組む。 ●土砂災害警戒区域内の要配慮者施設について、避難確保計画の作成の支援や柳津町地域防災計画への反映を行っていく。 ●避難行動要支援者名簿の整理と名簿提供の同意について対策の検討を進め、民生委員や行政区長、消防団等と連携した個別計画の作成に取り組む。 ●地区の大半が警戒区域となっている地域や、指定避難所が警戒区域内の地域などについては、地域住民と協議しながら、地区ごとの避難計画の作成に取り組む。 ●災害発生時の職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成・見直しに取

	り組む。 ●柳津町住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する。
成 果 指 標	指標名：災害時の避難所・避難場所がどこか知っている町民の割合 現状値（令和２年度）：— 目標値（令和７年度）：100%

１－４ 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

脆弱性評価	○国や県との情報共有を密にした連携により、重大事故や交通途絶が発生しないよう事前対策に取り組む必要がある。
推 進 方 針	●国や県との情報共有を密にした連携強化を図り、重大事故や交通途絶が発生しないよう事前対策に取り組んでいく。

②雪崩対策の推進

脆弱性評価	○引き続き、雪崩危険箇所等を中心に雪崩防止柵の設置を行っていく必要がある。 ○既存施設の老朽化に伴う、計画的な改修や更新が求められる。
推 進 方 針	●雪崩危険箇所等を中心に雪崩防止柵の設置を促進していく。 ●既存施設の老朽化に伴う、計画的な改修や更新を促進していく。

③道路の防雪施設の整備

脆弱性評価	○町道及び県委託による国県道の消雪設備の維持管理に引き継ぎ取り組む必要がある。（一部を近隣の町民へ委託しており、民間委託についても検討が進める必要がある。） ○町道消雪施設については老朽化による不具合や、地下水量の変化に伴う揚水量不足等が発生しており、施設の修繕や更新には多大な予算も伴うため、計画的な改修が必要である。国県道の消雪施設についても同様であり、要望活動等により県と連携し事業に取り組む必要がある。 ○新たに県道から町道へ移管される区間で、県が整備した消雪施設が水利等の問題により十分な機能を果たせていない箇所があるため、対応が必要とされている。
推 進 方 針	○安全で円滑な道路環境を確保するため、町道における散水・無散水消雪施設の

	新設や、老朽化した施設の改修に計画的に取り組んでいく。また、国県道については、関係機関との連携を強化し、施設の新設や改修に取り組んでいく。
--	---

④道路の除雪体制等の確保

脆弱性評価	○除雪作業員を雇用し町道及び県道（県からの委託路線）の除雪を行い安全で円滑な道路環境の確保に取り組む必要がある。 ○近年の異常気象により爆弾低気圧に伴う豪雪となる状況が多発しており、早朝除雪も一部区間で遅れが発生してしまうこともあるため、体制強化の必要がある。 ○除雪作業員の高齢化等により、担い手不足が懸念されている。また、民間団体や企業への委託の検討も必要となってきた。 ○除雪機械の計画的な更新により、除雪体制の維持強化に取り組む必要がある。
推進方針	●安全で円滑な道路環境の確保のため、除雪作業員の確保等の除雪体制の強化に取り組む。 ●除雪作業員の高齢化により、担い手不足が懸念されるが、冬期間の雇用創出の観点からも若者の作業員の確保に努め、技能の伝承を図り、安全で円滑な道路環境の確保を推進していく。 ●著しく担い手が不足する場合は、民間団体や企業への委託について検討を進める。 ●除雪機械や設備については、計画的な更新と、健全な維持管理により、除雪体制の維持強化を図っていく。

⑤雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

脆弱性評価	○雪害や除雪による事故防止のため、気象情報等注視し、適宜防災行政無線等で除雪作業についての注意喚起に取り組む必要がある。 ○大雪により、防災行政無線等の通信手段が遮断されないよう、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
推進方針	●引き続き、事故防止のため除雪作業に係る注意喚起に取り組んでいく。 ●大雪により、防災行政無線等の通信手段が遮断されないよう、情報伝達手段の多重化を図っていく。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止と多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

① 応急給水体制の整備

脆弱性評価	○災害時において、食料品及び飲料水は貴重なものになってくるため、非常食・ペットボトル飲料水・給水パックの備蓄に取り組む必要がある。また、分散管理によるリスクの分散化や、消費期限前の更新に取り組む必要がある。 ○応急給水用に、給水タンク・ポンプ等は整備済みではあるが、運搬車両及び運転手の確保並びに、応急給水用の安全安心な水の確保が必要である。
推進方針	●非常食や飲料水、給水パックなどの備蓄品の整備を促進していく。また、備蓄倉庫での一括管理を避難所や各集会所等で分散管理することにより、リスクの分散化を図るとともに、消費期限前の更新に取り組んでいく。 ●応急給水タンクの運搬については、現協定の見直しを行い、近隣市町村・各関係機関との協力体制を図り、給水車の購入も見据えて体制強化を図る。また、職員の中型免許取得支援や民間企業への委託等について検討を進める。 ●安全安心な水の確保については、老朽水道施設の更新・耐震化を推進し、水質の変化がみられる水源については、浄水場の建設を検討するなどの基盤強化を図る。

② 上水道施設の防災・減災対策

脆弱性評価	○大規模災害が発生した場合でも、水道の給水機能を発揮できるよう施設の維持管理・修繕改良により、水道の基盤強化と適切な管理に取り組む必要がある。 ○災害時にゆるぎない水道事業を展開するためにも他町村・関係機関・水道事業者と水道事業継続のための組織づくりをしていく必要がある。
推進方針	●大規模災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設の耐震化や改良・更新による、適切な維持管理を計画的に推進していく。 ●災害時水道機能を維持するために、他町村及び関係機関、近隣関係事業者との協力体制の構築に努める。

③物資供給体制の充実・強化

脆弱性評価	○大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給のため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結し、防災訓練による協定に基づく対応訓練の実施等に取り組む必要がある ○災害時に必要とされる物資と支援物資のミスマッチが懸念されることから、被災者が求める支援物資の把握や受け入れ及び配布に関するマニュアル等の作成に取り組む必要がある。
推進方針	●新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化を図り物資供給体制の充実強化を図る。 ●被災者が求める支援物資の把握や受け入れ及び配布に関するマニュアル等の作成に取り組む。

④非常用物資の備蓄

脆弱性評価	○災害発生時において、被災者に対する食料や飲料水等を確保するため、備蓄品を整備し毎年定期的な更新に取り組む必要がある。 ○備蓄倉庫は1棟整備されているが、支所地区への迅速な供給体制を構築するため、支所地区への備蓄倉庫の整備を検討する必要がある。 ○災害時の物資供給協定の締結により、多方面からの物資供給に努める必要がある。 ○自助の精神に基づき、家庭における一人3日分以上の食料等の備蓄促進を図る必要がある。
推進方針	●食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄品について、毎年定期的な更新に取り組む、安心して避難生活が送れるよう様々な備蓄品の整備を図る。 ●支所地区での迅速な供給体制を構築するため、支所地区への備蓄倉庫の整備の検討に取り組んでいく。 ●新たな災害時の物資供給協定の締結を推進し、多方面からの物資供給体制の構築を図る。 ●家庭における一人3日分以上の食料等の備蓄促進を図るための啓発活動等に取り組む。
成果指標	指標名：家具の転落防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合 現状値（令和元年度）：50.0% 目標値（令和7年度）：60.0%

⑤大規模災害等における広域応援体制の充実・強化

脆弱性評価	○大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、友好町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進が必要である。 ○大規模災害時の応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援体制の強化としてマニュアル作成や柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく必要がある。
推進方針	●友好町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進に取り組む。 ●応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援に係るマニュアル作成や柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく。

⑥緊急輸送道路の防災・減災対策

脆弱性評価	○柳津町地域防災計画において、国道 252 号（八坂野～麻生）、主要地方道柳津昭和線（小ノ川～琵琶首）、町道柳津石神線（寺家町～石神）を緊急輸送路として指定している。国道 252 号（八坂野～麻生）については、二車線道路で幅員も確保されているが、凍結によるスリップ事故の発生や、降雪によるスタックが発生している箇所があるため改善が求められている。主要地方道柳津昭和線（小ノ川～琵琶首）及び町道柳津石神線（寺家町～石神）については、一部区間で狭隘な箇所があり、緊急時の通行に支障をきたす恐れがあり改善が求められている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。
推進方針	●国道 252 号、主要地方道柳津昭和線については国・県による対策事業が進められており、今後も国県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。町道柳津石神線については、地形や建築物等により道路の拡幅が難しく、消雪施設・安全施設等の維持管理を中心に通行の安全安心の確保に取り組んでいく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。
成果指標	指標名：町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う市民の割合 現状値（令和元年度）：65.0% 目標値（令和7年度）：70.0%

⑦迂回路となり得る農道・林道の整備

脆弱性評価	○農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。 ○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。 ○森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や林道の整備を進めている。
推進方針	●災害時の代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、また、農産物流通の効率化等を図るため、計画的な農道の整備を促進する。 ●森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や林道の整備を促進する。

⑧「道の駅」防災拠点化の推進

脆弱性評価	○道の駅は駐車場やトイレ等が整備され、主要道に接続されており地理的認知度が高いことから、救援物資等の運搬拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設など、円滑な災害対応が期待されるため、道の駅の防災拠点化の検討が必要である。
推進方針	●防災拠点化に対応できるよう、非常用電源設備や備蓄倉庫の他、避難施設として使用できる施設整備を検討する。

⑨消防防災ヘリの円滑な運行確保

脆弱性評価	○消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場（運動公園グラウンド）の維持管理や新たな離着陸場の整備の検討に取り組む必要がある。
推進方針	●消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場（運動公園グラウンド）の維持管理や新たな離着陸場の整備の検討に取り組んでいく。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び、医療・福祉機能の麻痺

①診療施設における非常時使用燃料等の確保

脆弱性評価	○災害発生時でも、医療機関は被災した患者を受入れられる機能を確保し、また慢性疾患をもつ患者についても継続した医療活動を維持する必要があるが、
-------	---

	国保診療所には非常用電源設備は整備されておらず、停電が発生した場合、医療活動に支障をきたす状況であり対応が必要とされている。
推進方針	●災害に伴う停電が発生した場合であっても医療活動を維持する必要があるため、照明や医療機器、薬品の保冷保管、会計等を行うための電源確保が必要であり、非常用電源設備の整備や燃料備蓄についての検討に取り組んでいく。

②透析医療機関での非常時対応体制の整備

脆弱性評価	○本町には、透析実施医療機関は無く、近隣の市町村の医療機関に通院しており、災害の影響で治療を受けられない状態が長期間にわたると命にかかわることもあるため、災害時においても継続して実施できる体制が必要である。 ○東日本大震災時においても通院が困難になったこともあるため、近隣市町村への災害時の移送手段について体制整備が必要である。
推進方針	●県や医療機関と連携し、人工透析実施医療機関の稼働状況等、透析患者が必要な情報を把握し、速やかに情報提供するなど、受療の確保に努める。 ●交通手段が確保できない時の医療機関への移送体制の整備を図る。

③緊急車両等に供給する燃料の確保

脆弱性評価	○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点施設等で必要となる燃料の供給を確保する必要がある、今後燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。
推進方針	●緊急車両や防災拠点施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結に取り組んでいく。

④ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

脆弱性評価	○救命率の向上を図るためには、早期の救急専門医等による初期治療が必要であり、救命救急センターへの搬送時間の短縮が重要となり、円滑な運航を確保できるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の適切な維持管理が必要である。 （ヘリコプター臨時離着陸場 ①運動公園グラウンド ②運動公園グラウンド駐車場 ③柳津小学校校庭 ④西山小学校校庭）
推進方針	●大規模災害は、救命救急処置を要する重症外傷患者の発生や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要が見込まれることから、ヘリコプター臨時離着陸場所の確保と適切な維持管理に取り組む。

⑤災害時医療救護所開設

脆弱性評価	○大規模な災害発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動体制を確立し、各医療機関及び各防災機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を施す必要がある。
推進方針	●災害発生時に速やかに災害時医療救護所を開設できるよう、県や郡医師会と災害の状況の情報を共有し連携を図り、速やかに医療救護活動ができる体制の整備を促進していく。

⑥災害時要援護者の把握と要支援者の支援

脆弱性評価	○避難行動要支援者名簿を作成しており、支援者への名簿提供の同意の対策や支援個別計画の作成が必要である。 ○町防災訓練を通して、行政区長や民生委員、消防団員等と連携した避難訓練を引き続き実施していく必要がある。
推進方針	●避難行動要支援者の名簿整理と、支援者への名簿提供の同意について対策を検討し、行政区や消防団、民生委員などとの連携した体制整備を図り、要支援者一人ひとりの避難計画（個別計画）の作成に取り組んでいく。 ●個別避難計画に基づいた、避難訓練等の実施に取り組む。

⑦災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持

脆弱性評価	○災害発生直後は、他の地域からの供給が期待できず、緊急性の点で「外傷等用医薬品」の優先度が高いと考えられ、その後については、高血圧や糖尿病等の「慢性疾患治療薬」の不足が考えられるため、幅広い種類の医薬品を速やかに供給できる体制を確保する必要がある。 ○国保診療所における、緊急時に対応した医薬品の備蓄について検討する必要がある。
推進方針	●「外傷等用医薬品」及び「慢性疾患治療薬」について、必要な備蓄について検討し、医薬品卸業者等と災害時の医薬品等の供給体制について確認を行い、医薬品の供給を速やかに行えるような体制の確保に取り組む。

⑧災害時医療・福祉人材の確保

脆弱性評価	○大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町や県の機関だけでは、十分に対応できないことが予想されるため、医療、看護の専門職や高齢者介護の経験を持つボランティア等の協力が必要である。
推進方針	●町社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、専門的な知識、技能を持つボラ

	ンティアの把握に努める。
--	--------------

⑨医療機関における情報通信手段の確保

脆弱性評価	○医療機関において、災害時における被災者の状況の確認、他医療機関との連携のために、複数かつ多様な非常用通信手段の確保について検討が必要である。
推進方針	●災害時において、診療所では救急医療について対応は困難であり、また入院施設もないことから、近隣の他医療機関との連携が重要となるため、他医療機関と連絡が可能な複数かつ多様な非常用通信手段の確保について検討する。

2-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①感染症予防措置の推進

脆弱性評価	○災害時において、感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、咳エチケットの徹底、トイレやゴミ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が必要である。 ○日頃からの感染症予防措置の推進が必要であり、定期予防接種の接種勧奨や感染症に関する情報収集を行い広報等での周知に取り組む必要がある。
推進方針	●避難所における感染症予防対策について周知徹底を図る。また、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に計画的に取り組んでいく。 ●平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく。

②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

脆弱性評価	○東日本大震災以降、下水道業務が滞らないように「柳津町下水道業務継続計画」を策定しており、随時、現状に合わせた見直しを行っていく必要がある。
推進方針	●柳津町下水道業務継続計画は策定に基づく訓練等を充実させ対応従事者のレベルアップに努める。また、現状に合わせて随時見直しを行っていく。

③下水道施設の維持管理

脆弱性評価	○経年劣化により突発的な故障が増えてきており、電気設備等の大規模改修等も控えているため、柳津町下水道ストックマネジメント計画を適宜見直し、計画的な施設修繕が必要である。
推進方針	●柳津町下水道ストックマネジメント計画等を適宜見直し、社会資本整備総合

	交付金等を活用しながら、下水道施設の適切な維持管理により公共水域の保全を図る。
--	---

④農業集落排水施設の整備等

脆弱性評価	○農業集落排水施設の整備計画による整備は、全て完了しているが、加入率が低迷しているため加入促進を図ると共に、供用開始後 20 年経過する施設もあるため適切な維持管理を行う必要がある。
推進方針	●公共水域保全、農業用水の保全のためにも、柳津町住まいづくり支援事業補助金や柳津町住環境整備助成事業などを活用しながら加入促進に努める。 ●施設の適正な維持管理に関しては、令和元年度に策定した農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設管理に努める。

⑤単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進

脆弱性評価	○本町における単独処理浄化槽か合併処理浄化槽への転換については、個人設置型のため過疎化・少子化・経済的事由等により、なかなか進まない状況にあるが、公共水域保全のため、柳津町浄化槽設置整備事業補助金等により転換促進を図っていく必要がある。
推進方針	●公共水域保全のため、国・県補助金を活用した柳津町浄化槽設置整備事業補助金の周知強化や充実により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図っていく。
成果指標	指標名：水洗化率 現状値（令和元年度）：59.4% 目標値（令和7年度）：65.0%

⑥家畜伝染病対策の充実・強化

脆弱性評価	○大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習等を実施しており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。
推進方針	●家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、連絡体制の強化や初動マニュアルの作成等の家畜防疫体制の強化を推進していく。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の健康状態の悪化・死者の発生

①避難行動要支援者対策の推進

脆弱性評価	○高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。 ○要配慮者を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成しており、避難行動要支援者名簿については、支援者への名簿提供の同意の対策や支援個別計画の作成が必要である。 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設について、避難確保計画の作成の支援や柳津町地域防災計画に反映させる必要がある。（西山小学校については計画作成・地域防災計画に反映済み）
推進方針	●各関係機関と連携した、避難行動要支援者の避難を想定した訓練等に取り組む。 ●避難行動要支援者名簿の整理・更新と名簿提供の同意について、対策の検討を進める。また、民生委員や行政区長、消防団等と連携した個別計画の作成に取り組む。 ●土砂災害警戒区域内の要配慮者施設については、避難確保計画の作成の支援や柳津町地域防災計画への反映を行っていく。

②避難所の充実・確保

脆弱性評価	○町内には土砂災害警戒区域が多数あり、地区の大半が警戒区域となっている地域や、指定避難所が警戒区域内の地域も複数あり、個別の避難計画の作成と早めの避難に対する住民理解が必要である。 ○災害発生時の初動職員マニュアル、避難所運営マニュアルの作成が必要である。 ○支所地区での行政拠点施設となる「ゆきげ館」においては、施設までの経路や施設の一部が土砂災害警戒区域内であるため、住民が短時間で安全に避難できる、避難所・備蓄倉庫等が一体となった防災拠点施設の整備が必要である。 ○避難所の充実を図るため、情報通信設備や非常用電源等の設備、備蓄品の整備充実を図る必要がある。
推進方針	●地区の大半が警戒区域となっている地域や、指定避難所が警戒区域内の地域などについては、地域住民と協議しながら、地区ごとの避難計画の作成を促進していく。

	●災害発生時の職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成・見直しに取り組む。 ●支所地区での行政拠点施設となる「ゆきげ館」においては、施設までの経路が土砂災害警戒区域であるため、住民が短時間で安全に避難できる、避難所・備蓄倉庫等が一体となった防災拠点施設の整備を図る。 ●避難所の充実を図るため、情報通信設備や非常用電源等の設備、備蓄品の整備充実を推進していく。
--	---

③福祉避難所の充実・確保

脆弱性評価	○災害時における要配慮者の確実な避難行動を確保するため、福祉避難所の確保・充実が求められている。 ○避難所運営マニュアルの作成が必要である。
推進方針	●社会福祉法人などと連携を図り、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努め、避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制整備に取り組む。 ●災害発生時の避難所運営マニュアルの作成・見直しに取り組む。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①業務継続に必要な体制の整備

脆弱性評価	○業務継続計画（BCP）の策定が求められており、計画に基づいた体制の確立や訓練の実施等が必要である。 ○防災拠点施設の電気や水道等のバックアップ機能の充実を図る必要がある。 ○行政業務の継続のため、行政システムのバックアップ体制の整備を図っていく必要がある。
推進方針	●業務継続計画（BCP）の策定に取り組み、計画に基づいた体制の確立や訓練を実施していく。 ●防災拠点施設の電気や水道等のバックアップ機能の充実を図る。 ●行政業務の継続のため、行政システムのバックアップ体制の整備を図る。

②受援体制の整備

脆弱性評価	○大規模災害時に、職員や施設の被災により、絶対的な人手不足に陥った場合の、他自治体からの派遣職員等の受け入れについて、柳津町地域防災計画や策
-------	---

	定の必要のある業務継続計画等で定め、十分に機能を発揮することのできる受援体制の確立が必要である。
推 進 方 針	●受援体制に係る柳津町地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定により、受援体制の整備・強化に取り組む。

③防災拠点施設の機能確保・強化

脆弱性評価	○町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設（海洋センター体育館・西山支所ゆきげ館）の非常用電源設備の整備など施設の機能確保・強化を図っていく必要がある。
推 進 方 針	●町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設（海洋センター体育館・西山支所ゆきげ館）や避難所施設等の非常用電源設備の整備などにより、各施設の機能確保・強化を図っていく。

④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

脆弱性評価	○国、県、町、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、会津地方総合防災訓練や町防災訓練等、様々な避難訓練や情報伝達訓練を引き続き実施していく必要がある。
推 進 方 針	●大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく。

⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化 【再掲 2-1-⑤】

脆弱性評価	○大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、友好町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進が必要である。 ○大規模災害時の応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援体制の強化としてマニュアル作成や柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく必要がある。
推 進 方 針	●友好町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進に取り組む。 ●応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援に係るマニュアル作成や柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく。

⑥電力関係事業者との連携強化

脆弱性評価	○東北電力ネットワーク株式会社社会津若松電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結し、避難所等の重要施設情報の共有を図り、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしており、引き続き情報共有や情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。
推進方針	●協定に基づいた情報共有と情報連絡体制の更なる強化を図り、町防災訓練等の実施・参画により連携を深めていく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①防災拠点施設の機能確保・強化 【再掲3-1-③】

脆弱性評価	○町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設（海洋センター体育館・西山支所ゆきげ館）の非常用電源設備の整備など施設の機能確保・強化を図っていく必要がある。
推進方針	●町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設（海洋センター体育館・西山支所ゆきげ館）や避難所施設等の非常用電源設備の整備などにより、各施設の機能確保・強化を図っていく。

②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

脆弱性評価	○大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「業務継続計画（ICT部門）」の策定が必要である。 ○保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持が必要である。 ●情報システムの中核となる役場庁舎の非常用電源設備設置により、行政システムに係る電源の確保を図る必要がある。
推進方針	●「業務継続計画（ICT部門）」の策定に取り組み、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持を図っていく。 ●保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働を図っていく。

	●役場庁舎非常用電源設備設置により、行政システムに係る電源の確保を図る。
--	--------------------------------------

③情報通信設備の耐災害性の強化

脆弱性評価	○地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要がある、情報発信の拠点施設となる役場本庁舎の非常用電源設備の整備等、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要がある。
推進方針	●地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しないよう、情報発信の拠点施設となる役場本庁舎の非常用電源設備の整備や情報伝達手段の多重化を図り、情報通信設備の耐災害性の強化を推進していく。

④多様な通信手段の確保

脆弱性評価	○町が発表する災害関連情報等を各テレビやホームページなどの各メディアへ配信し閲覧することができる、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用について、県との連携の基、引き続き取り組む必要がある。 ○携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に引き続き取り組む必要がある。 ○防災行政無線のデジタル化改修工事が令和元年度に竣工し、町内全世帯に戸別受信機を設置しているが、町防災行政情報アプリ・メール配信システムの導入等の伝達手段の多重化に取り組む必要がある。 ○町災害対策本部で地域住民等からの被災情報がリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する必要がある。
推進方針	●住民が多種多様なツールで災害情報が入手できるよう、情報伝達手段の多重化の促進に取り組む。 ●町災害対策本部で地域住民等からの被災情報がリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する。

⑤放送事業者との連携強化

脆弱性評価	○平成 28 年に日本放送協会（ＮＨＫ）と「非常災害時のニュース再送信に関する覚書」を締結し、ＮＨＫニュースを防災行政無線から放送することが可能となっており、引き続き放送事業者との連携強化を図っていく必要がある。
推進方針	●各放送事業者との災害時応援協定締結により、お互いに情報の提供や収集を受けられる体制の確保に取り組んでいく。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価	○町が発表する災害関連情報等を各テレビやホームページなどの各メディアへ配信し閲覧することができる、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用について、県との連携の基、引き続き取り組む必要がある。 ○携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に引き続き取り組む必要がある。 ○防災行政無線のデジタル化改修工事が令和元年度に竣工し、町内全世帯に戸別受信機を設置しているが、町防災行政情報アプリ・メール配信システムの導入等の伝達手段の多重化に取り組む必要がある。
推進方針	●住民が多種多様なツールで災害情報が入手できるよう、情報伝達手段の多重化の促進に取り組む。 ●町災害対策本部で地域住民等からの被災情報がリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する。
成果指標	指標名：柳津町防災行政メール登録者数 現状値（令和元年度）：98人 目標値（令和7年度）：300人

②道路情報提供装置等の整備

脆弱性評価	○町道柳津新鶴線郷戸トンネル入口に電光警報表示板を設置し、トンネル内の障害情報を表示できるようにしており、引き続き適正な維持管理に努める必要がある。また、道路情報提供装置等の新設について検討が必要である。
推進方針	●電光警報表示板の適正管理や道路情報提供装置の新設についての検討を進めるほか、町防災行政無線や町防災行政情報アプリ・メール配信システムの活用を図っていく。

③在留外国人に対する多言語による情報提供

脆弱性評価	○在留外国人及び訪日外国人旅行者からの相談等に適切に対応するため、多言語による緊急避難マップを作成しているが、相談員・通訳員の配置による多言語サービスの提供が必要である。 ○言語面での災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。
-------	--

	○外国人の円滑な避難行動を推進するため、多言語に対応した、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。
推 進 方 針	●在留外国人及び訪日外国人旅行者に対しての相談員・通訳員の配置による多言語サービスにより、災害への不安解消を図る。 ●多言語での防災情報入手のため、防災拠点施設や避難所、民間事業所を含めた観光施設等の情報通信設備の強化を図る。 ●外国人の円滑な避難行動を推進するため、多言語に対応した、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。

④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 【再掲3-1-④】

脆弱性評価	○国、県、町、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、会津地方総合防災訓練や町防災訓練等、様々な避難訓練や情報伝達訓練を引き続き実施していく必要がある。
推 進 方 針	●大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく。

⑤自助・共助の取組促進

脆弱性評価	○災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進していく必要がある。 ○地域の防災活動におけるリーダーを育成し、地域における「共助」の促進を図る必要がある。
推 進 方 針	●災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、連携を強めることが重要となることから、自助・共助に関する情報発信や区長会等での防災講座、出前講座の実施に取り組んでいく。 ●地域の防災活動におけるリーダーを育成し、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取り組みを促進していく。

⑥自主防災組織等の強化

脆弱性評価	○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、行政区や事業所単位で結成され、積極的な防災活動への取り組みにより
-------	---

	機能強化が図られ、地域住民の防災意識の高揚が期待されており、組織の設立や運営強化に対しての支援等に取り組む必要がある。
推進方針	●町内における自主防災組織の設置数は少なく、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立や運営に対しての支援や、訓練の実施など組織強化の協力について促進していく。

⑦東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

脆弱性評価	○児童・生徒が地域の自然環境を踏まえた災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、防災教育の推進に努める必要がある。
推進方針	●家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた防災教育を推進していく。 ●柳津町地域防災計画等に基づいた、教科目による防災教育の授業の充実に努めていく。

⑧学校における災害対応行動マニュアルの作成支援

脆弱性評価	○災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等が取れるよう、各学校において災害対応に係る行動マニュアル（危険等発生時対処要領）を作成することが必要である。
推進方針	●県教育委員会の支援等を受けながら、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等の平常時の防災活動をとおした、実効性の高い各学校における災害対応行動マニュアルの作成に取り組む。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

脆弱性評価	○災害発生後の経済活動に大きな影響を与え復旧や復興を遅らせる状況を免れるために、企業ごとにBCP策定を促進していく必要がある。
推進方針	●BCP策定への意識向上と策定支援が必要であり、税制措置や金融支援を受

	けることができる国認定制度の周知等、国・県と連携して策定啓発を図る。
--	------------------------------------

5－2 食料等の安定供給の停滞

①食料生産基盤の整備

脆弱性評価	○食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、圃場の区画整理による食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。 ○食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められており、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
推進方針	●安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を進めるとともに、耕作放棄地・遊休農地対策を着実に推進していく。

②農業水利施設の適正な保全管理

脆弱性評価	○農業水利施設の多くは、既に耐用年数を経過し、老朽化による機能低下が進んでいる。また、高齢化や農業所得の低下による農家の減少により、施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。 ○災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要がある。
推進方針	●多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を促進する。 ●各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを促進する。

5－3 異常渇水等により用水の供給の途絶

①渇水時における情報共有体制の確保

脆弱性評価	○本町の水道水は地下水であるが、異常気象等における影響が生じる場合には、渇水状況を把握し、関係者との情報共有を緊密にし、住民への節水の呼びかけの広報等、適切な渇水対策を講じる必要がある。
-------	--

	○いざ渇水が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。 ○渇水時における、応急給水体制等の充実強化を図るため、県や近隣市町村との広域的な防災連絡体制の整備を検討していく必要がある。 ○既存の井戸の渇水に備えた予備水源の確保を検討する必要がある。
推 進 方 針	●渇水等が危惧される場合は、関係者との情報共有を緊密にし、住民への節水の呼びかけの広報等、適切な渇水対策を講じる必要がある。 ●渇水発生時には、迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく。 ●渇水時における、応急給水体制等の充実強化を図るため、県や近隣市町村との広域的な防災連絡体制の整備を検討していく。 ●既存の井戸の渇水に備えた予備水源の確保を検討する。

②農業用水の渇水対策

脆弱性評価	○異常渇水の発生時又は発生する恐れがある場合には、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するとともに、柳津町土地改良区との連携を図り、状況把握と連絡体制の確認を行う必要がある。
推 進 方 針	●柳津町土地改良区との連携を図り、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組みを促進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

①町の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

脆弱性評価	○速やかにエネルギーの確保が行えるよう、LPガス供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む必要がある。
推 進 方 針	●エネルギー供給事業者との協定締結により、避難所や防災拠点施設への速やかなエネルギー供給や復旧に対応できる体制の構築を図る。

②電力関係事業者との連携強化 【再掲 3-1-⑥】

脆弱性評価	○東北電力ネットワーク株式会社社会津若松電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結し、避難所等の重要施設情報の共有を図り、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしており、引き続き情報共有や情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。
推進方針	●協定に基づいた情報共有と情報連絡体制の更なる強化を図り、町防災訓練等の実施・参画により連携を深めていく。

③再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価	○大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入促進が必要であり、柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金により太陽光発電システムやペレットストーブ等の設置に対し引き続き支援を行っていく必要がある。 ○役場庁舎、柳津小学校・西山小学校・斎藤清美術館・銀山荘に太陽光発電システムを導入しており、引き続き防災拠点施設や避難所等の公共施設への再生可能エネルギーシステム導入を検討していく必要がある。
推進方針	●再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入促進のため、柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金等により、導入の支援を行っていく。 ●災害発生時に自立的なエネルギーとして利用できるようにするため、防災拠点施設や避難所、一般住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入を促進する。
成果指標	指標名：柳津町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付件数 現状値（令和元年度）：2 件 目標値（令和 7 年度）：6 件

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①上水道施設の防災・減災対策 【再掲 2-1-②】

脆弱性評価	○大規模災害が発生した場合でも、水道の給水機能を発揮できるよう施設の維持管理・修繕改良により、水道の基盤強化と適切な管理に取り組む必要がある。 ○災害時にゆるぎない水道事業を展開するためにも他町村・関係機関・水道事業
-------	---

	者と水道事業継続のための組織づくりをしていく必要がある。
推 進 方 針	●大規模災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設の耐震化や改良・更新による、適切な維持管理を計画的に推進していく。 ●災害時水道機能を維持するために、他町村及び関係機関、近隣関係事業者との協力体制の構築に努める。

②下水道業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・推進 【再掲２－３－②】

脆弱性評価	○東日本大震災以降、下水道業務が滞らないように「柳津町下水道業務継続計画」を策定しており、随時、現状に合わせた見直しを行っていく必要がある。
推 進 方 針	●柳津町下水道業務継続計画は策定に基づく訓練等を充実させ対応従事者のレベルアップに努める。また、現状に合わせて随時見直しを行っていく。

③下水道施設の維持管理 【再掲２－３－③】

脆弱性評価	○経年劣化により突発的な故障が増えてきており、電気設備等の大規模改修等も控えているため、柳津町下水道ストックマネジメント計画を適宜見直し、計画的な施設修繕が必要である。
推 進 方 針	●柳津町下水道ストックマネジメント計画等を適宜見直し、社会資本整備総合交付金等を活用しながら、下水道施設の適切な維持管理により公共水域の保全を図る。

④農業集落排水施設の整備等 【再掲２－３－④】

脆弱性評価	○農業集落排水施設の整備計画による整備は、全て完了しているが、加入率が低迷しているため加入促進を図ると共に、供用開始後 20 年経過する施設もあるため適切な維持管理を行う必要がある。
推 進 方 針	●公共水域保全、農業用水の保全のためにも、柳津町住まいづくり支援事業補助金や柳津町住環境整備助成事業などを活用しながら加入促進に努める。 ●施設の適正な維持管理に関しては、令和元年度に策定した農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設管理に努める。

⑤単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進 【再掲２－３－⑤】

脆弱性評価	○本町における単独処理浄化槽が合併処理浄化槽への転換については、個人設置型のため過疎化・少子化・経済的事由等により、なかなか進まない状況にあるが、公共水域保全のため、柳津町浄化槽設置整備事業補助金等により転換促進を図っていく必要がある。
-------	--

推 進 方 針	●公共水域保全のため、国・県補助金を活用した柳津町浄化槽設置整備事業補助金の周知強化や充実により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図っていく。
成 果 指 標	指標名：水洗化率 現状値（令和元年度）：59.4% 目標値（令和7年度）：65.0%

6－3 地域交通ネットワークが分断する事態

①幹線道路の整備

脆弱性評価	○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ幹線道路として、国道252号、主要地方道柳津昭和線がある。国道252号については、二車線道路で幅員も確保されているが、凍結によるスリップ事故の発生や降雪によるスタックが発生している箇所もあり、改善が必要とされている。主要地方道柳津昭和線については、一部区間で狭隘な箇所があり通行に支障をきたす恐れがあり、改善が必要とされている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。
推 進 方 針	●国道252号、主要地方道柳津昭和線については国・県による対策事業が進められており、今後も国・県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。
成 果 指 標	指標名：町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う市民の割合 現状値（令和元年度）：65.0% 目標値（令和7年度）：70.0%

②緊急輸送道路の防災・減災対策 【再掲2－1－⑥】

脆弱性評価	○柳津町地域防災計画において、国道252号（八坂野～麻生）、主要地方道柳津昭和線（小ノ川～琵琶首）、町道柳津石神線（寺家町～石神）を緊急輸送路として指定している。国道252号（八坂野～麻生）については、二車線道路で幅員も確保されているが、凍結によるスリップ事故の発生や、降雪によるスタックが発生している箇所があるため改善が求められている。主要地方道柳津昭和線（小ノ川～琵琶首）及び町道柳津石神線（寺家町～石神）については、一部区間で狭隘な箇所があり、緊急時の通行に支障をきたす恐れがあり改善が
-------	--

	求められている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。
推 進 方 針	●国道 252 号、主要地方道柳津昭和線については国・県による対策事業が進められており、今後も国県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。町道柳津石神線については、地形や建築物等により道路の拡幅が難しく、消雪施設・安全施設等の維持管理を中心に通行の安全安心の確保に取り組んでいく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。
成 果 指 標	指標名：町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合 現状値（令和元年度）：65.0% 目標値（令和 7 年度）：70.0%

③迂回路となり得る農道・林道の整備 【再掲 2－1－⑦】

脆弱性評価	○農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。 ○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。 ○森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や林道の整備を進めている。
推 進 方 針	●災害時の代替輸送路・迂回路としての役割を期待できるため、また、農産物流通の効率化等を図るため、計画的な農道の整備を促進する。 ●森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や林道の整備を促進する。

④橋梁施設の耐震対策等 【再掲 1－1－⑥】

脆弱性評価	○柳津町橋梁長寿命化計画を策定し、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、町内全 79 橋の点検を行った結果、判定Ⅲ（早期措置段階）が 13 橋梁あり、計画的な修繕に取り組んでいく必要がある。（修繕済み 4 橋梁） ○修繕計画による長寿命化と、定期的な点検に引き続き取り組んでいく必要がある。
推 進 方 針	●柳津町橋梁長寿命化計画に基づき、緊急性の高い橋梁から計画的に修繕に取り組む長寿命化の促進と定期的な点検により、安全かつ円滑な交通の維持を図っていく。

⑤道路の防雪施設の整備 【再掲 1－4－③】

脆弱性評価	○町道及び県委託による国県道の消雪設備の維持管理に引き継ぎ取り組む必要がある。（一部を近隣の町民へ委託しており、民間委託についても検討が進める必要がある。） ○町道消雪施設については老朽化による不具合や、地下水量の変化に伴う揚水量不足等が発生しており、施設の修繕や更新には多大な予算も伴うため、計画的な改修が必要である。国県道の消雪施設についても同様であり、要望活動等により県と連携し事業に取り組む必要がある。 ○新たに県道から町道へ移管される区間で、県が整備した消雪施設が水利等の問題により十分な機能を果たせていない箇所があるため、対応が必要とされている。
推進方針	○安全で円滑な道路環境を確保するため、町道における散水・無散水消雪施設の新設や、老朽化した施設の改修に計画的に取り組んでいく。また、国県道については、関係機関との連携を強化し、施設の新設や改修に取り組んでいく。

⑥道路の除雪体制等の確保 【再掲 1－4－④】

脆弱性評価	○除雪作業員を雇用し町道及び県道（県からの委託路線）の除雪を行い安全で円滑な道路環境の確保に取り組む必要がある。 ○近年の異常気象により爆弾低気圧に伴う豪雪となる状況が多発しており、早朝除雪も一部区間で遅れが発生してしまうこともあるため、体制強化の必要がある。 ○除雪作業員の高齢化等により、担い手不足が懸念されている。また、民間団体や企業への委託の検討も必要となってきた。 ○除雪機械の計画的な更新により、除雪体制の維持強化に取り組む必要がある。
推進方針	●安全で円滑な道路環境の確保のため、除雪作業員の確保等の除雪体制の強化に取り組む。 ●除雪作業員の高齢化により、担い手不足が懸念されるが、冬期間の雇用創出の観点からも若者の作業員の確保に努め、技能の伝承を図り、安全で円滑な道路環境の確保を推進していく。 ●著しく担い手が不足する場合は、民間団体や企業への委託について検討を進める。 ●除雪機械や設備については、計画的な更新と、健全な維持管理により、除雪体制の維持強化を図っていく。

⑦鉄道施設の復旧・基盤強化

脆弱性評価	○柳津町は山間地域であり急傾斜地が多く、鉄道についても山腹や傾斜地に設置されている箇所が多いため、大雨や大雪等による災害発生時の鉄道利用者の安全性の確保が最重要であり、自然災害に強い鉄道施設の整備について、鉄道事業者や県等と連携した取り組みが必要である。 ○救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による線路や高架、駅舎など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。 ○ＪＲ只見線は、平成 23 年新潟・福島豪雨で被災し現在も会津川口から只見駅間が不通であり、バスの代行輸送を行っている。令和 4 年度中の運行再開を目標に災害復旧工事が進められているが、平成 29 年には会津川口・只見駅間の上下分離方式による運行について、ＪＲ東日本・福島県・沿線市町村が合意しており、今後町としても鉄道施設に係る経費の負担が生じることとなるため、財源の確保が必要となってくる。
推進方針	○大雨や大雪等の自然災害で被災しても長期的な運休に陥らないよう、耐災害性の強い鉄道施設の整備について、鉄道事業者や県等と連携し要望活動等に取り組んでいく。 ○ＪＲ只見線の令和 4 年度中の運行再開（予定）向け、上下分離方式による町の経費負担について、鉄道事業者・県・沿線市町村と十分な協議を行っていくとともに財源の確保に努める。

⑧地域公共交通の確保

脆弱性評価	○路線バス・タクシー等の地域公共交通は、日常的な通学、通院、買い物等の他、災害時には避難の際の重要な移動手段となる。また、地域の交流と地域コミュニティを支える生活基盤であることから、町民・交通事業者・行政が連携し、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組んでおり、災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者との連絡体制を強化する必要がある。
推進方針	●地域の実情に応じた町民・交通事業者・行政の連携による、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組む。 ●災害時における公共交通手段を維持・確保するため、日ごろから交通事業者との情報共有を行い、連絡体制の強化を図る。
成果指標	指標名：町内の公共交通が便利だと思う町民の割合 現状値（令和元年度）：56.0% 目標値（令和 7 年度）：60.0%

7 制御不能な複合災害・二次的災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①農業水利施設の適正な保全管理 【再掲5-2-②】

脆弱性評価	○農業水利施設の多くは、既に耐用年数を経過し、老朽化による機能低下が進んでいる。また、高齢化や農業所得の低下による農家の減少により、施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。 ○災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要がある。
推進方針	●多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を促進する。 ●各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを促進する。

②農業用ため池ハザードマップの作成

脆弱性評価	○東日本大震災では、多くのため池で損壊等の被害が発生したことを踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として、ため池の浸水想定や点検・診断等の調査を進めるとともに、区域を図示したハザードマップの作成について検討していく必要がある。
推進方針	●大規模地震や豪雨等により多くのため池が被災していることを踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として、ため池の浸水想定区域や点検・診断等の調査を進めるとともに、区域を図示したハザードマップの作成を推進する。

③ダム管理設備の機能確保 【再掲1-2-②】

脆弱性評価	○平成23年新潟福島豪雨では只見川の増水により浸水した地域もあり、只見川洪水対策連絡協議会等により関係機関（国・県・警察・流域町村・東北電力・Jパワー等）との情報共有や連携強化の必要性があり、出水期前には関係機関と連携した洪水対応演習に引き続き取り組んでいく必要がある。
推進方針	●只見川洪水対策連絡協議会等により関係機関（国・県・警察・流域町村・東北電力等）との情報共有や連携強化を図っていく。

④河川管理施設の整備等 【再掲 1－2－①】

脆弱性評価	○平成 23 年新潟福島豪雨では浸水した箇所もあるため、現在県において只見川河川整備事業における築堤、浚渫事業が行われており、引き続き関係機関（国・県等）との連携により事業の加速化を図っていく必要がある。 ○町管理の河川については、竜蔵庵川において緊急浚渫推進事業計画を策定し、浚渫の測量設計を実施（令和 2 年度）しており、引き続き計画的な河川管理に取り組む必要がある。 ○災害により河川施設が被災した場合は、迅速な応急処置や災害復旧工事等に引き続き取り組む必要がある
推進方針	●関係機関（国・県等）との連携強化により、計画的な河川改修や維持管理を推進していく。 ●只見川河川整備事業においては、県との更なる連携強化により、事業の加速化推進を図っていく。 ●町管理河川の計画的な維持管理に取り組んでいく。（竜蔵庵川浚渫工事、糸滝川護岸改修工事、下藤川緊急浚渫推進事業計画策定等） ●災害により河川施設が被災した場合は、関係機関との連携を図り迅速な応急処置と災害復旧工事に取り組んでいく。

7－2 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質の拡散・流出防止対策の推進

脆弱性評価	○県や関係機関等と連携を密にして有害物質使用事業場における防災・減災対策に係る検討を深め、有害物質の流出、拡散防止対策を推進していく必要がある。
推進方針	●有害物質使用事業場における火災・減災に係る初期対応の推進を図るとともに有害物質の流出・拡散防止対策を推進するための体制の構築を図る。また、有害物質の取り扱い専門業者と収集・運搬・廃棄等について情報共有を図る。

②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

脆弱性評価	○災害発生時においては、アスベストの使用建築物が損壊・破損することに伴いアスベストが飛散・暴露する恐れがあり、本町では平成 17 年度に町の公共施設についてアスベストの使用調査を実施したが、アスベストは検出されなかったが、民間施設等において使用されている可能性もあり、非常時における適切な対応ができるよう体制の構築を図る必要がある。
-------	---

推 進 方 針	●県のアスベスト対応マニュアルに基づき、非常時においても適切な対応ができるよう体制の構築・強化を図る。
---------	---

③PCB廃棄物の適正処理

脆弱性評価	○PCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏洩防止対策等に留意した適正な保管が必要である。
推 進 方 針	●PCB廃棄物の適正処理を周知していくと共に、災害時における漏洩防止対策を図っていく。

④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

脆弱性評価	○地域へ及ぼす影響について、事業者の視点とは別の視点を取り入れ、住民とのコミュニケーションを図った事業活動が必要である。
推 進 方 針	●県との情報共有を図り、事業実施により地域に影響をあたえるリスク情報を住民に提供し、より良い地域社会を創生するための体制構築を検討していく。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

①原子力災害時避難対策の推進

脆弱性評価	○原子力災害の教訓を踏まえ、県と連携しながら、広域避難計画の具体化や各種訓練等の計画的な実施に取り組み、原子力防災体制の充実・強化を進めていく必要がある。
推 進 方 針	●原子力災害の教訓を踏まえ、県と連携しながら、広域避難計画の具体化や各種訓練等の計画的な実施等に取り組み、原子力防災体制の充実・強化を図っていく。

②広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施

脆弱性評価	○福島県原子力災害広域避難計画に基づいた訓練の実施と受け入れ体制の強化が必要である。（柳津町を受入先とする市町村：いわき市（西方向）、楢葉町、葛尾村）
推 進 方 針	●福島県原子力災害広域避難計画に基づいた訓練の実施等により受け入れ体制の強化を図る。

③関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

脆弱性評価	○県の総合情報通信ネットワークにより、関係機関との連絡体制を確保しており、適切な保守管理に努める必要がある。
推進方針	●県等の関係機関との連絡体制を確保するため、県の総合情報通信ネットワーク機器の保守や更新について県と連携し取り組んでいく。

④放射線モニタリング体制の充実・強化

脆弱性評価	○公共施設や町の集会所等の放射線量測定や国のガイドラインに基づいた学校・保育所の給食、一般町民向けの農産物の放射線量測定による安全管理に引き続き取り組む必要がある。 ○放射線測定器の年1回の校正作業による適切な放射線量測定の実施に、引き続き取り組む必要がある。
推進方針	●放射線モニタリングについては、年1回の公共施設や各地区集会所の放射線量測定その他、学校・保育所給食や一般向けの食品中放射線量測定を関係機関と連携し継続的に実施していく。 ●放射線測定機器の、適切な維持管理に取り組んでいく。

⑤放射線物質の汚染された廃棄物の適正処理

脆弱性評価	○西会津町及びあいづダストセンターと締結している「産業廃棄物処理に係る公害防止協定」に基づき、災害発生時の汚染廃棄物の処理に関しては関係機関と連携し適切な処理を図っていく必要がある。
推進方針	●今後も上記の協定に基づき、関係機関と連携し適正な処理をしていくため、連絡体制の確認と適切な対応を実施していく。

⑥除染により発生した除去土壌等の適切な管理

脆弱性評価	○除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵施設に搬出するまで、安全性を確保し現場又は仮置き場等で遮蔽した状態で保管するなど適切な管理に努める必要がある。東日本大震災後、平成24年度線量低減化活動で門前町地区、諏訪町地区、野老沢地区より発生した土壌をそれぞれ安久津地区、野老沢地区に遮蔽した状態で一時保管し、平成28年に三島町に集約したのちに会津若松市へ搬出し、中間貯蔵施設（富岡町）へ搬出した経緯がある。
推進方針	●放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染により発生をした除去土壌については適切な処理を実施していく必要があり、関係機関と連携し、仮置場での保管や中間貯蔵施設への搬出など、安全性の確保に取り組んでいく。

⑦放射線等に関する正しい知識の普及啓発

脆弱性評価	○公共施設や集会所等の放射線量測定の結果について、町の広報等に掲載し、町民が正しく理解できるよう取り組む必要がある。
推進方針	●放射線量の測定を継続して行い、町民に公開するとともに正しい放射能に関する知識の普及啓発を実施していく。また、子供たちが放射線に関する基礎知識を持ち放射線等から身を守る実践力を身につけるための学習に取り組めるよう関係機関と連携を図る。

⑧様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

脆弱性評価	○農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取り組みに目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、問題解決的学習の実践や各種研修会における放射線教育等に取り組む必要がある。
推進方針	●児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取り組みに目を向ける機会を通じて、放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、問題解決的学習の実践や各種研修会における放射線教育等に取り組み、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道德などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく。

7-4 農地・森林等の被害による荒廃

①災害に強い森林の整備

脆弱性評価	○原子力災害に伴う放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。 ○森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取り組みを実施し、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。
推進方針	●間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取り組み（ふくしま森林再生事業）の実施や、森林経営管理制度の推進により多面的機能を高度に発揮できる災害に強い森林づくりを推進する。
成果指標	指標名：森林整備面積 現状値（令和元年度）：65.0ha

	目標値（令和 7 年度）：70.0ha
--	---------------------

②鳥獣被害防止対策の充実・強化

脆弱性評価	○近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。 ○鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。
推進方針	●有害鳥獣の生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関と連携した鳥獣被害防止対策を推進する。 ●鳥獣被害防止特措法に基づく柳津町鳥獣被害防止計画により、協議会や実施隊を設置し、鳥獣被害防止対策のため、わなや電気柵等の設置及び研修、狩猟免許取得者の増加に向けた支援を推進する。
成果指標	指標名：鳥獣被害件数 現状値（令和元年度）：30 件 目標値（令和 7 年度）：15 件

③農業・林業の担い手確保・育成

脆弱性評価	○農業担い手の経営所得安定対策や認定農業者及び新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。 ○自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。
推進方針	●認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保の取り組みを推進する。 ●地域の特産であるキュウリ、トマト、花き等の作付け推進による、農家の所得確保を図るとともに、経営安定対策や担い手の育成確保など、柳津町の農業の

	持続的な発展につながる取り組みを効果的に足進する。
成 果 指 標	指標名：農作物の販売金額 現状値（令和元年度）：400,732 千円 目標値（令和7年度）：450,000 千円 指標名：農地耕作面積 現状値（令和元年度）：604ha 目標値（令和7年度）：604ha

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の策定・推進

脆弱性評価	○大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。また、広域処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、広域処理の体制を整える必要がある。 ○国の「災害廃棄物処理指針」に基づき「災害廃棄物処理計画」を策定し、国、県、関係機関との連携強化を図る必要がある。
推 進 方 針	●国、県及び関係機関等との連携を図り、広域処理の体制を整備し災害廃棄物の処理体制の強化に取り組む。 ●「災害廃棄物処理計画」の策定に取り組む。

②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

脆弱性評価	○大規模災害発生時には、通常通りの廃棄物処理が困難となるとともに大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害により発生したごみ、し尿及等の災害廃棄物の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るために、柳津町地域防災計画で廃棄物処理対策を計画しており、随時見直しに取り組む必要がある。
-------	---

	○災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化を進めるため、広域的に近隣市町村や民間事業者等の関係機関との災害廃棄物処理応援協定の締結について検討する必要がある。
推進方針	●大規模災害発生時の、大量の廃棄物やし尿及等の迅速・的確かつ適正に実施により、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには円滑な応急・復旧対策を図るために、随時、柳津町地域防災計画による廃棄物処理対策計画についての見直しに取り組む。 ●災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化を進めるため、県や会津若松地方広域市町村圏整備組合、民間事業者や関係機関と連絡体制の強化を図るとともに、広域的に近隣市町村や民間事業者等の関係機関との災害廃棄物処理応援協定の締結について検討する。

8－2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①町への人的支援の要求

脆弱性評価	○国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の要請並びに受援体制についての整備が求められている。
推進方針	●国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の要請と受援体制の確立が必要であり、体制のマニュアル化による行動の具体化と柳津町地域防災計画の見直しに取り組んでいく。

②復旧・復興を担う人材の育成

脆弱性評価	○近年各地で大規模自然災害が多発する事態となっており、更には職員及び建設事業者の減少も重なり、発注側も受注者も手が回らない状況となり、スピード感を持った復旧を行うことが困難な状況である。 ○職員の専門研修等に取り組んでいるが、災害復旧事業を担うには、より多くの経験による知識の技術の取得が必要である。 ○測量設計業務を担う民間コンサル業者については、広域的な災害が発生すると多数の市町村の対応が必要となるため、人員不足に陥ることが危惧されるため、普段から情報共有し連携した取り組みができる体制としている。
推進方針	●国や県、市町村、建設事業者、建設コンサルタント等の災害復旧工事関係機関の全体的な人員不足を補うための広域的な連携による復旧体制の強化に努めていく。また、職員の専門的知識取得のための研修参加や適正配置等に取り組んでいく。

③災害時応援協定締結者との連携強化

脆弱性評価	○大規模災害発生時において、建設関係事業者による応援協力によって応急対策（被災状況の調査や道路等の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、各種建設関係団体と災害時応援協定を締結しており、引き続き協定締結の拡大や内容の具体化等による連携強化に取り組む必要がある。 ○近隣市町村との消防相互応援協定や友好市町村との災害相互応援協定を締結しており、引き続き協定締結の拡大や内容の具体化等による連携強化に取り組む必要がある
推進方針	●災害応援協定に基づいた活動を防災訓練等に取り入れるなど、連携・強化に取り組むとともに、様々な災害に対応するために多様な相互応援協定を締結し体制強化を図っていく。

④災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

脆弱性評価	○大規模な自然災害等が発生した場合であってもボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、社会福祉協議会との連携を図る必要がある。
推進方針	●社会福祉協議会との連携強化に努めるとともに、県内のボランティア関係団体等とも連携を図り、災害・復興ボランティア受け入れ体制の充実・強化を図っていく。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①地域コミュニティの再生・活性化

脆弱性評価	○地域コミュニティの崩壊は、日常生活に必要な基本的な生活機能も失いかねない懸念があることから、地域コミュニティの再生・活性化を図っていくことが求められる。
推進方針	●地域コミュニティの再生・活性化の中心となる人材の育成や地域の文化の伝承の支援に取り組んでいく。 ●地域コミュニティ拠点施設（地区集会所等）の適切な維持・管理・修繕に取り組んでいく。
成果指標	指標名：地域活動に参加している町民の割合 現状値（令和元年度）：91.0%

	目標値（令和 7 年度）：92.0%
--	--------------------

②被災者の生活再建支援

脆弱性評価	○被災者が各種支援制度を活用し、生活再建を進めていく上で様々な手続きが必要となるが、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明書発行等の行政手続における被災者の負担を軽減することが求められる。
推進方針	●被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明書発行のオンライン化等の電子化に取り組み、行政手続における被災者の負担の軽減を図る。

③応急仮設住宅の確保

脆弱性評価	○中山間地域のため広い平地が少なく、大部分は農地となっており、応急仮設住宅に適した土地の取得が困難な状況にある。
推進方針	●応急仮設住宅の建設には、学校校庭や運動公園グラウンドを利用することが想定されるが、今後も関係機関との連携を図り取り組んでいく。

④文化財の保護

脆弱性評価	○文化財施設については、文化財パトロールや、文化財防火デー（毎年 1 月 26 日）に合わせた火災防御訓練を関係機関と連携し実施しており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、個々の管理状況を確認しながら所有者の防災・防火意識の高揚を図っていく必要がある。
推進方針	●文化財を安全に保護するため、文化財パトロールや火災防御訓練の実施に取り組む他、個々の管理状況を確認しながら所有者の防火意識高揚を図っていく。

8-4 風評等による地域経済等への甚大な影響

①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

脆弱性評価	○東日本大震災及び原子力災害の影響による風評払拭に向けて、放射線量検査や生産管理による安全・安心の確保と安全性のPRを行い、観光資源や農林産物等の魅力について情報発信し観光振興に取り組む必要がある。 ○災害等発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報発信と、首都圏や交流自治体における物販事業や物産品取扱強化などの風評払拭に向けた取り組みが必要である。
-------	--

推 進 方 針	●首都圏や交流自治体を中心とした物販事業の実施やイベントへの参画により、安全性をPRした風評払拭に取り組み、観光資源や農林作物、更には農商工が連携した6次化事業について魅力を発信し、観光客や交流人口の増加と町への滞在時間延長による個人消費額の拡大、更には農林産物や6次化商品の販路拡大を図っていく。
成 果 指 標	指標名：観光客入込数 現状値（令和元年度）：822,740 人 目標値（令和7年度）：900,000 人

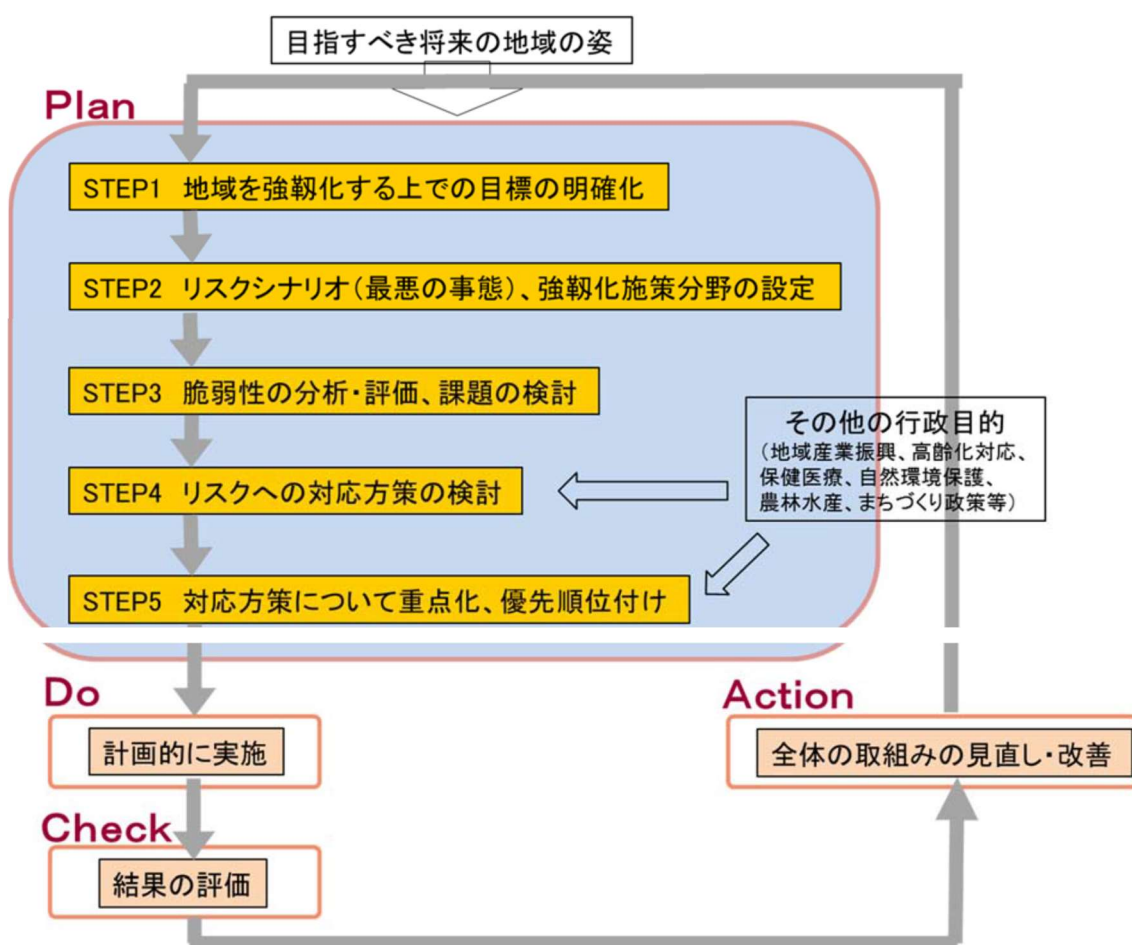
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、柳津町国土強靱化地域計画推進本部を中心とする横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、福島県、柳津町、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな、まちづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、柳津町を取り巻く社会経済情勢の変化や柳津町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



柳津町国土強靱化地域計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に定める国土強靱化に関する情報を共有し、国土強靱化地域計画の策定及び推進に関する検討を行うため、柳津町国土強靱化地域計画推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画の策定及び推進に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町における国土強靱化の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長並びに教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、庁議の構成員をもって充てる。

(会議の招集)

第4条 推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、第3条第1項に定める者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

柳津町国土強靱化地域計画

(令和3年3月)

柳津町総務課（総務班）

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地

電 話 ： 0241-42-2112

F A X ： 0241-42-3470

電子メール：soumu@town.yanaizu.fukushima.jp